

県内居宅介護支援事業者の皆様へ

愛知県健康福祉部高齢福祉課

平成27年度以降の特定事業所加算の算定要件について

日頃から、本県の介護保険行政に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本県監査指導室による実地指導等において、特定事業所加算の算定要件を十分に満たしていないままに介護報酬を請求していた事業所が散見されております。

つきましては、当該加算を算定している事業所におかれましては、この加算が、より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるとの趣旨を認識し、以下の算定要件を自己点検した上で、適切な請求事務を行ってください。

特定事業所加算の算定要件【居宅介護支援】	I	II	III	自己点検
1 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を <u>2名以上</u> 配置していること。(業務に支障がなければ管理者の兼務は可能)	○			
2 1の要件の主任介護支援専門員とは別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。1の要件とあわせて、少なくとも主任介護支援専門員2名と介護支援専門員3名の合計5名を常勤かつ専従で配置すること。(業務に支障がなければ管理者の兼務は可能)	○			
3 利用者情報及び留意事項伝達等(★下記参照)を目的とした <u>会議を概ね週1回以上開催し、その議事を記録</u> して保存しなければならない。	○	○	○	
4 24時間連絡体制を確保し、かつ、利用者等の相談に対応する体制を確保していること。(例えば、担当者が携帯電話等により常時連絡をとれるような体制であったり、事業所の介護支援専門員が輪番制で対応する体制であったりすることも可能)	○	○	○	
5 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者の合計の割合が4割以上であること。(割合を毎月記録)(7の要件の「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」の利用者については、枠外として取り扱うことが可能であり、要介護3～要介護5の利用者数÷(利用者の総数－紹介されて引き受けた困難事例者数)でも計算できる)	○			
6 <u>介護支援専門員ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を毎年度少なくとも年度が始まるまでに次年度の計画を策定し、実施しなければならない。</u> なお、年度の途中で加算を届け出る場合は、当該届出を行うまでに計画を策定すること。 また、 <u>管理者は、研修目的の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならない。</u>	○	○	○	
7 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に対して指定居宅介護支援を提供していること。また、常に地域包括支援センターとの連携を図ること。	○	○	○	
8 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○			
9 運営基準減算又は特定事業所集中減算に該当していないこと。	○	○	○	

10 介護支援専門員1人あたりの利用者数が平均40名未満であること。ただし、利用者数が不当に特定の者に偏らないように配慮すること。	○	○	○	
11 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。受け入れ可能な体制が整っていれば良いが、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことを書面等によって提示できるようにすること。	○	○	○	
12 基準（上記の算定要件）の遵守状況に関する所定の記録（別紙参照）を毎月末までに作成し、5年間保存すること。	○	○	○	
(以下、特定事業所加算Ⅱのみ)				
1(2) 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置し、別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。少なくとも主任介護支援専門員1名と介護支援専門員3名の合計4名を常勤かつ専従で配置すること。(主任介護支援専門員のみ業務に支障がなければ管理者との兼務は可能)		○		
(以下、特定事業所加算Ⅲのみ)				
1(3) 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の主任介護支援専門員を配置し、別に、指定居宅介護支援の提供に当たる常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。少なくとも主任介護支援専門員1名と介護支援専門員2名の合計3名を常勤かつ専従で配置すること。(主任介護支援専門員のみ業務に支障がなければ管理者との兼務は可能)			○	

★・現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針

- ・過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
- ・地域における事業者や活用できる社会資源の状況
- ・保健医療及び福祉に関する諸制度
- ・ケアマネジメントに関する技術
- ・利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
- ・その他必要な事項

※ 特定事業所加算は加算取得後も常に要件を満たしている必要があります。要件に該当しないことが判明した場合は、要件を満たさなくなった月から加算を算定できませんので、介護給付費算定に係る体制等届出書及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を速やかに所管の福祉相談センターに届け出てください。

※ 重度要介護者等対応要件や人材要件等が満たさなくなったことにより加算の変更（Ⅰ→Ⅱなど単位数が下がる場合に限る）を行う際は、届出日と関係なく従来の加算が算定できなくなった月から変更できるため、速やかに届け出てください。加算の変更のうち単位数が上がるもの（Ⅱ→Ⅰなど）については通常に加算の届出と同じく変更する月の前月15日（閉庁日であれば直前の開庁日）になります。

※ 月の途中で要件を満たさなくなった事業所（職員の離職等）が、その月の末日までに要件を満たした場合（職員の採用等）は、加算要件は中断しません。